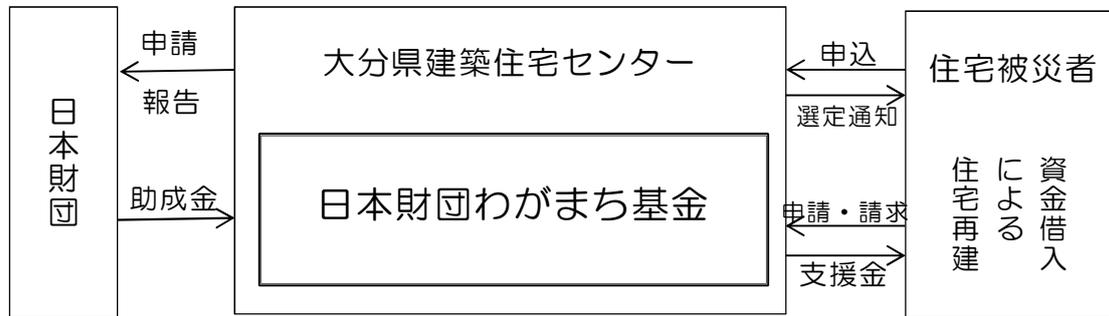


制度のスキーム



「日本財団わがまち基金」は、この制度の実施のため、（公財）日本財団の助成により（一財）大分県建築住宅センター内に設置されるものです。

Q&A

Q-1 既に工事を終わっている場合も対象になりますか？

A-1 り災証明書の交付を受けており、100万円以上の資金借入れを行って再建を行った場合は対象になります。

Q-2 補修の場合で、被災部分の補修に併せて、他のリフォーム工事を実施する場合、全体の借入れが対象になりますか？

A-2 対象になります。ただし、住宅と一体とみなせない家具や電化製品などの購入のための借入れは対象になりません。

Q-3 複数の者が、別々に借入れを行う場合、全体が支援の対象になりますか？

A-3 被災住宅に居住していた方及び、その直系親族が同一の被災住宅の再建のために行った借入れは、全体が支援の対象になりますので、代表者1名が申請して下さい。

申込・問合せ先 〒870-0003 大分市生石2丁目1-30
 （一財）大分県建築住宅センター 企画・住情報課
 TEL 097-537-0300、FAX097-537-0395
 E-mail kj-seino@beach.ocn.ne.jp

熊本・大分地震で住宅が被災した皆様へ

「日本財団わがまち基金」による 被災住宅再建資金 融資支援制度のご案内

平成 28 年熊本地震で住宅が被災し、資金借入れを行って住宅の建設・購入又は補修を行う被災者に対し、(公財)日本財団と大分県による「平成 28 年熊本地震に係る災害支援合意」に基づいて「日本財団わがまち基金」を設置し、負担軽減のための支援を行います。

支援の内容 (平成 28 年 12 月改正)

被災住宅再建のための資金借入れに対し、利子相当額 (年 2 % まで) の支援金を交付するものです。

支援金の上限は、

建設、購入の場合 : 200 万円

補修の場合 : 30 万円

となります。

※詳細については、次ページ以降をご覧ください。

(一財) 大分県建築住宅センター

TEL 097-537-0300、FAX 097-537-0395

<p>(1) 利用 でき る 方</p>	<p>平成 28 年熊本地震で本人又は直系親族（以下、申請者等という。）が居住する住宅が被災し、金融機関から資金の借入れをして、住宅の建設、購入又は補修を行う方。</p> <p>次の要件を満たす場合に支援の対象になります。</p> <p>(1)市町村の発行する「り災証明書」の交付を受けている。</p> <p>(2)被災した住宅及び、建設、購入又は補修する住宅の両方が、次の全てに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地が大分県内である。 ・申請者等が所有権を有する。 ・専用住宅又は併用住宅（住宅以外の部分の床面積が延べ床面積の 1/2 以内のものに限る。）である。 <p>(3)被災した住宅に居住していた申請者等のうち 1 名以上が、建設、購入又は補修を行った住宅に居住する。</p> <p>※被災した住宅 1 戸につき、1 名、1 回のみとなります。 連帯債務者がいる場合、代表者 1 名が利用できます。</p>
<p>(2) 支 援 の 内 容</p>	<p>(3)の支援対象借入れに伴う利子相当額を、支援金として交付します。 ただし、次の額を上限とします。</p> <p>建設・購入の場合： 200万円 補修の場合： 30万円</p> <p>※支援金の算定に当たっては、貸付実行時の利率が全返済期間に亘って適用されるものとし、金利が年 2% を超える場合は 2% までの利子を支援対象とします。</p> <p>※支援金は、1000 円未満の額を切り捨てるものとします。</p>
<p>(3) 支 援 対 象 借 入</p>	<p>住宅の建設、購入又は補修のために金融機関から借入れる資金で、一件について、100万円以上の借入れが支援の対象となります。 （複数の借入れがある場合も、それぞれ100万円以上の借入れのみが対象となります。）</p> <p>用途が限定されていない借入れの場合も、住宅の再建に要する費用のみが対象となります。</p>

<p>(4) 申 し 込 み</p>	<p>原則として、融資実行前に申し込みが必要です。 既に融資実行済みの場合も、(5) 交付申請・請求の手続きに先立って、申し込みを行って下さい。</p> <p>必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅再建資金融資支援制度申込書（様式 1） ・り災証明書（写） ・個人情報の第三者提供に関する同意書（様式 2） ・その他（様式 1 の申込書に記載しています。） <p>審査の結果、支援の対象とする場合は、「被災住宅再建資金融資支援制度支援予定者選定通知書」により通知します。</p>
<p>(5) 交 付 申 請 ・ 請 求</p>	<p>工事（又は購入）が完了し、金銭消費貸借契約が締結された後、確定した借入れ内容に基づいて、最終的な支援金交付申請及び請求を行っていただく必要があります。</p> <p>必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅再建資金融資支援金交付申請・請求書（様式 3） ・金銭消費貸借契約書（写） ・償還予定表（写）（利子総額が記載されたもの） ・その他（様式 3 の交付申請・請求書に記載しています。） <p>審査の結果、支援金の交付額を決定し、「被災住宅再建資金融資支援金交付決定通知書」により通知するとともに、様式 3 に記載された口座に支援金を振り込みます。</p>
<p>(6) 申 込 期 間</p>	<p>申込みの受付は、平成 30 年 3 月 31 日までを予定しています。</p> <p>ただし、この支援制度は基金によって賄われていますので、基金がなくなった場合は、受付を終了いたします。</p>

※申込書その他の様式は、（一財）大分県建築住宅センターホームページからダウンロードできます。